

撮影協力申請書

(申請先)

横浜市交通事業管理者

(申請者)

住 所

名 称

代表者名

要綱の記載事項に同意し、次のとおり撮影協力を申請します。

制作作品名・放送番組名	
公開（発売）・放送予定日	月 日 時 分～ 時 分
撮 影 日 時	月 日 時 分～ 時 分
撮 影 場 所 ・ 区 間 等	(※撮影場所や配置の分かるレイアウトを添付すること)
制作責任者	役職・氏名
	連絡先
制作担当者	役職・氏名
	連絡先
撮 影 従 事 者 人 数	出演者・スタッフ等合計 人
撮 影 持 込 機 材	
車 両 （ 最 大 数 ）	大型 台/ 普通車 台/ その他 台
利用条件項目 (相談調整が必要な項目に☑を入れてください。)	<input type="checkbox"/> 横浜市営交通局のクレジットを掲載 <input type="checkbox"/> 横浜市営交通の広報物（WEBやパンフレット等）に情報掲載が可能 <input type="checkbox"/> 完成作品の提供
その他連絡事項	

撮影協力に係る料金の請求先

請求書宛名	
納付書送付先住所	
電話番号	

横浜市交通局撮影協力のための遵守事項確認書

横浜市交通局（以下「当局」という）では、撮影への協力を円滑に行えるよう、ご利用いただく撮影者のみなさまに、横浜市交通局撮影協力に関する取扱要綱及び以下の項目の遵守をお願いしております。記載項目に反する行為のあった場合は、撮影を中止させていただくとともに、将来にわたって撮影をお断りさせていただく場合があります。

- 1 許可を得た場所以外での撮影、立入りはしないこと。また、撮影に際しての事前指示や諸条件を厳守すること。
- 2 撮影当日は必ず当局立会人の指示に従い、危険な行為のほか、施設・車両等を毀損・汚損するなど損害を与える行為、お客様に迷惑をかける行為を一切しないこと。
- 3 什器、備品及び施設・車両等の破損や汚損があった場合は、速やかに撮影者の負担で原状回復し、又は損害額を賠償すること。
- 4 施設や車内の設備等は、原則として移動や交換はしないこと。許可を得て移動させる場合は、撮影終了後は速やかに原状回復すること。中吊り広告などの目隠しなどを行う場合は、特に中吊り順序などの原状回復に注意すること。
- 5 撮影時間を厳守すること。
- 6 駅ホームでの撮影の際は照明を使用しないこと。やむを得ず使用する場合は必ず事前に協議すること。
- 7 撮影等に際し、騒音が発生する場合や照明等を利用する場合は、事前に協議するとともに、撮影者が乗客や通行人などへの説明と協力依頼を行うこと。また、万一苦情が生じた場合は、その苦情対応についても責任を持って行うこと。
- 8 撮影等に際しては、乗客や通行人の肖像権を侵害しないこと。また、お客様の写り込みやインタビュー等については、撮影者が許可を取ること。
- 9 不測事故の発生など予期せぬ事由や、やむを得ない事由により撮影の中止や日時の変更が生じた場合も、撮影者は損害賠償などの請求を求めないこと。
- 10 撮影中に発生した事故やトラブル等の損害について、当局は一切の責任を負わないことを予め了承すること。
- 11 事故・トラブル等の発生に備え、特に規模の大きな撮影については、保険に加入すること。
- 12 上記項目については、撮影現場における全ての関係者に周知し、遵守事項を徹底させること。
- 13 この規定に定めるもののほか、必要な事項は当局の指示に従うこと。

横浜市交通局撮影協力に関する取扱要綱及び上記項目を理解し、遵守します。

年 月 日

制作会社名：

申請者署名：

制作責任者署名：